

2015年5月28日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

平成27年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

退所者及び非入所者が高齢化に伴い医療及び介護等福祉サービスへの需要が高まっている現状に鑑み、ハンセン病に起因する後遺症に対応し、かつ偏見差別のない適切かつ十分な社会内での医療や介護等福祉サービスを受けられるようにするため、都道府県をはじめとする各地方自治体のハンセン病担当部局への情報提供と連携を図るとともに、必要な制度改革や運用改善に向けた実態調査並びに検討を開始されたい。

3 特定配偶者等支援金制度の広報について

本年10月から施行される特定配偶者等支援金制度について、受給資格者が漏れなく申請ができるよう、広報に努力されたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正をする法律附則第3条にもとづき、退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じ、非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援についても早急に策定されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

既にこれまでも明言されていることではあるが、国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 職員問題について

(1) 国立ハンセン病療養所の定員問題は、隔離政策と患者作業に起因し、入所者の高齢化・認知症の増加・障害の重篤化等によって近年最大の懸案となり、故神美知宏全療協前会長がその先頭に立って命を懸けて取り組んだ課題であったが、平成26年8月15日、統一交渉団と厚生労働省は合意書を締結し、これをもって全療協は実力行使を取り下げた。

我々は、公務員削減政府方針という困難な状況の中で勝ち得たこの合意書を高く評価するものであり、この実現に取り組んだ厚労省を含む全ての政府関係者に深く謝意を表するとともに、この結実を見ることなく亡くなった者らの遺志をも引き継ぎ、この合意書の重みを確認し、その確実な実施に引き続き取り組むことを、厚労省を含むすべての政府関係者に改めて要請する。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないところ、実際には、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても埋まらない欠員状況が昨年来続いている。期間業務職員の待遇や勤務年数制限の問題に関して、技能経験に基づく加算措置等の制度改善や運用改善によりこの状況を解決されたい。平成26年11月18日に基本法改正案を可決した参議院厚生労働委員会も「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること」との附帯決議を行っているところであり、厚労省のみでは困難な課題は、統一交渉団と問題状況を共有し、協調・協力して

他の政府機関（人事院を含む）との調整等に取り組みたい。

- (3) 介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等
いっそうの賃金職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理以外の職員についても、徒に外注化
を進めるのではなく、その具体的状況に応じて必要な場合は期間業務職員等の
職員を確保することとされたい。
- (5) 大島青松園の官用船問題については、安定した船舶運航確保のため、現在の
船長2名（定員）に加え、その他の船員職員を定員として採用・募集するこ
と、及び今後も引き続き、官用船の維持と安定的運航のために船員の雇用確保
に努めるとともに、地元自治体・地元関係者と協力して棧橋を含む港湾施設の
改修・整備を早急に実現することを確約されたい。

（大島青松園の官用船問題に関する背景・趣旨）

現在、唯一陸地から隔絶された離島にある大島青松園において、在園者が地域社会か
ら孤立することなく、良好かつ平穏で安心した生活を営むためには、船舶の安定的かつ
円滑な運航は絶対不可欠な条件である。

これまで、厚生労働省は官用船船員職員の給与の引き上げ及び一部航路の民間委託方
針案等により船員職員不足問題の解消を図っており、その結果、船員職員の採用増や本
年度内の庵治航路便の民間委託実施の見通しにつながっている。

しかしながら、庵治航路便・民間委託実施の際の条件の一つである高松航路便の増加
と運航時間帯の拡大、緊急時の臨時運航への対応、民間委託船の乗船員数の限界や車椅子
乗船の困難性等からすると、官用船が安定かつ円滑に運航されることの必要性は従来
と変わるところはない。

現在の船員職員体制は、船長2名（定員）の他、再任用の機関長1名、賃金職員1名、
期間業務職員4名の8名体制であり、船員職員の健康管理上必要とされる9名体制には
満たない状況である。特に、船舶の航行に絶対不可欠な機関長は1名のみであり、しか
も来年には再任用ができない年齢に達することからすると、機関長の条件（5級海技士
及び海上経験3年以上）を有する船員職員の複数雇用が急務である。

いうまでもなく、官用船の安定かつ円滑な運航を図るためには、船員職員雇用の維持・
拡充は不可欠であるが、船舶業界を取り巻く経済状況及び船員不足の現実からすると、
雇用条件の改善・充実が緊急かつ必須の課題であり、現在の船長2名に加え、機関長2
名を含む他の船員職員を定員として採用・募集することを求めるものである。

また、平成27年12月に公表された高松市「大島振興方策」の素案策定を行った「大
島の在り方を考える会」は、港湾施設の改修・整備の早期実現を強く求める付帯意見を
述べている。天候や潮位の影響を受けにくく、かつ大型船舶の寄港が可能な棧橋に改修

することも、安定かつ円滑な船舶運航には不可欠かつ喫緊の課題であることから、同会の提言に即した棧橋の改修を含む港湾施設の改修・整備の実現に向けた努力を求めるものである。

3 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること、また、平成26年11月18日に参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていること等に基づき、医師給与（俸給またはそれに代わる諸手当）の抜本的増額、当直手当の改善（応援当直の確保による常勤医師の負担軽減）を含む、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含めた様々な工夫をこらすことにより、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

（趣旨・理由）

13の療養所の医師定員数は146名であるところ、現員は117名（平成27年4月1日現在）に留まり、また、多くの医師は1日ないし数日しかハンセン病療養所での診療を行わないなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。入所者の生命に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長となるべき常勤医の確保は死活問題である。現在、副園長がいない園が3つある（駿河療養所、奄美和光園、宮古南静園）。医師が不足となれば、管理職たる園長にとって当直も重い負担となるのであり、他の医師の確保が必須である。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（国立病院機構パンフレットによれば、院長約2000万円、副院長約1900万円、医師約1460万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

上述のとおり、国立ハンセン病療養所の医師の欠員補充については平成26年11月18日参議院厚生労働委員会が特に附帯決議を行ったところであり、また、国家公務員としては国立ハンセン病療養所と並んで多くの医師を抱える矯正医療（刑務所等）においても、近時、その待遇を改善する制度改善に着手されているところである。こうした動きを踏まえ、また、国立ハンセン病療養所の現場の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及

び本協議会の従前の確認事項に基づき、抜本的な取り組みが求められる。

4 入所者の臨床・生活上の倫理・人権問題を扱う委員会組織について

医療機関においては、臨床研究を実施する際の倫理審査を行う研究倫理委員会のほかに、医療現場で生じる様々な倫理的諸問題を扱う病院倫理委員会（臨床倫理委員会）が設けられている例が多く見られるが（米国では1999年時点で93%の病院が設置していると報告されている）、我が国のハンセン病療養所では、研究倫理委員会の設置はあるものの、一般医療における倫理的諸問題を検討するための病院倫理委員会は、邑久光明園における「人権擁護委員会」のほかには見られない。

多くの医療機関で問題となっている終末期医療については、現在、各療養所においてエンド・オブ・ライフケアチームの活動が始まっており、それを通じて入所者の意向が反映されることが期待される。しかし、延命治療の中止、差し控えを判断するにあたっては、医療提供側だけではなく、第三者をその判断過程に関与させて客観性を確保することが望ましいとされており、エンド・オブ・ライフケアチームとは別に、病院倫理委員会的な組織が必要である。

また、国立ハンセン病療養所が、単なる医療施設ではなく人生の大半を過ごす生活施設であること、もともと入所者は隔離政策に起因して家族との関係に断絶・困難を抱えていたところ、入所者の高齢化によって各種の入所者間相互援助制度（自治会を含む）の維持が困難となりつつあることに鑑み、こうした委員会組織の必要性は、一般の医療機関以上に大きいと考えられる。

かかる委員会組織は、療養所の運営が入所者の人権を擁護する形で行われるよう、その運営方針・運営状況について検討し、療養所に対して助言・勧告を行うことや、個別の事案について調査検討を行った上で勧告を行うこと等が考えられ、また、その構成は、療養所幹部、その他の職員（看護師・介護員・医療ソーシャルワーカー）、入所者自治会役員に加えて、信頼できる外部の有識者や医師が入ることが考えられるが、これらの点については、すでに統一交渉団より、モデルとなる制度案を厚労省との作業部会において示している。

厚労省は、国立ハンセン病療養所の現状を踏まえ、こうした委員会組織の必要性を確認のうえ、委員会設置及び運営に必要となる予算措置（外部委員の交通費・日当等）を講じられたい。

第4 真相究明

1 歴史的建造物・史跡等の保存について

各療養所にある歴史的建造物・史跡等につき、昨年度の協議会で確認した、現状維持のための補修を要する対象物についての緊急の取組について、予算確保を含めた今後の計画を具体的に説明されたい。

2 ハンセン病療養所施設の永続化について

ハンセン病に関する誤った隔離政策の教訓とハンセン病患者の被った苦難の歴史を、負の遺産として後世に残すため、全国13カ所の国立ハンセン病療養所の施設（敷地及び史跡・歴史的建造物等を含む）は、将来在園者いなくなった後もこれを永続的に保存し、人権研修の場として活用できるよう、厚生労働省として最大の努力を尽くす旨約束されたい。

この課題の実現をはかるために、統一交渉団と厚生労働省担当者との継続的な検討の場を設置するよう求める。

3 菊池医療刑務所

菊池医療刑務所保存については、昨年度の協議会で確認した法務省との意見交換の実施状況及びその内容について、具体的に説明されたい。

4 医療基本法

医療基本法制定について、昨年度の協議会以降、関係諸団体での議論に厚生労働省としてどのように参加し、その合意形成にどのように尽力したのか、説明されたい。

第5 将来構想

1 将来構想をめぐる各療養所の現状について

(1) 療養所の将来構想は、各療養所がそれぞれおかれている地理的、歴史的条件によって規定される面が大きいため、統一的な構想の策定や実現に向けての具体的な行動計画の共有は困難である。

しかしながら、こうした制約下において、各療養所においては、様々な工夫を重ねて、将来構想の策定に取り組んで来ており、特に共通の課題となる療養所の医療機能を地域に開放するという課題については、実現に向けて前進しつつあることが認められ、更に人権を学ぶ場としての療養所の活用という課題についても、資料館の整備、社会交流会館の建設が進められつつある。

また、モデルケースとしての多摩全生園・菊池恵楓園の保育所誘致や邑久光明園の特別養護老人ホームの誘致も順調である。

しかしながら、その余の将来構想については、具体的な進展が認められておらず、その打開に向けて、早急に対策を講じる必要に攻められている。

(2) こうした現状をもたらしている要因の一つが、療養所所在地自治体の協力体制の未整備である。

厚生労働省が昨年実施した都道府県アンケートの結果によっても、各療養所の将来構想は、その実現にあたって、所在地都県の全面的関与が必要不可欠であるにもかかわらず、こうした認識が共有されていないことが顕著に示されており、所在地市町村の協力度と対比すると、その消極性は看過できないところである。

(3) 将来構想は、療養所の永続化の問題とも密接に関連する課題であり、この面からも、所在自治体（特に都県）の協力体制を整備していくことが緊急の課題である。

2 要求事項

各療養所の将来構想を実現するために、療養所が所在する都県がどのような形で協力しえるのかを明らかにするために、厚生労働省が主催して、療養所所在地自治体（都県）を召集しての会議を開催する等の対策を講じられたい。

以上

